

平成30年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年 9月18日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中 文夫
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長	吉田 隆
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	中出張所長	村上 克樹
環境課長	砂本 進	中央公民館長	高梨 勇光
観光課長	鳥井 登	総務課長補佐	野津 千秋
農林水産課長	藤川 芳人	財政課長補佐	日野 利幸
地域振興課長	佐々木 千明		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

議事の経過

**○議長（石田茂春）**

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 質 疑**

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から議第83号「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付水槽車購入〕」までの13議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないようよろしくお願いします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

始めに、10番：平田 文夫 議員

**○10番（平田文夫）**

おはようございます。

通告しておりますMIYABIのボイラーの改修工事について、MAYABIのボイラーで火災が発生したと聞いてから何らその情報が、調査とかそういうことが入ってきてないけど、そこら辺はどうなの。簡単に説明してよ。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

おはようございます。

全協で速報報告をさせていただいてから以降、細かな報告等の配慮が不足していたのではないかなとご指摘を受けまして思っているところでございますが、過去の資料の確認、それから現地の確認などに少し時間を要しましたためにこの度の補正の中での説明となってしまったところでございます。

**○10番（平田文夫）**

それは、要するにどういったことで今回の金額になった訳、一般財源の500万円は。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

関係いたしました設計、施工業者、それから観光課及び農林水産課一緒になりまして、協議の方進めてまいりました。当然、火事直後には現場の方の踏査、調査をそれぞれがそれぞれで行いまして、報告にまとめ、それを持ち寄って我々含め協議の方を原因と対策等についての協議を進めてまいってきたところでございます。その中で、この度のご提案をさせていただきます。

**○10番（平田文夫）**

要するにそういう風な協議をしたんだと言うんだったら、当初提案するに至ったその中身で大事なことを一つ忘れていると思うけど、そこら辺はどうなの。ということは、業者の責任というものが必ず明記されないといけないのにそれはどうなの。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

本日新たに提出させていただきました資料の1ページに少し記載をしておりますが、町が初めて手掛けた施設整備でございました。で、実施における部分における経験不足ということがあったことは町の方にも否定はできないかなという考察を持っております。協議の上、設計を承認し、納品を受けてその成果品をもって専門業者の施工管理の下に工事の方は完了いたしまして、検査の後、引き渡しを受けております。一連の当初の工事関係資料などもこの度改めて確認をいたしたところでございますが、設計者並びに施工者の方に<sup>かし</sup>瑕疵があったということは認められないという風に判断いたしまして、この度のご提案をさせていただきます。

**○10番（平田文夫）**

いや、私が言っておるのは品質保証の記述がどうなっておったかということを知っている。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

失礼いたしました。

本日提出の、資料の1ページの一番上のところに発注当初の仕様を参考までに書かせていただきました。この表の一番上のところがございます四角の表の中にあるものがそれでございます。これらを確認するために請負工事契約の中で、当時工場での性能確認及び現場に設置後の性能確認の試験を行っております。2回行って品質の確認をいたしてございまして、特に現場につきましては24時間以上の長時間燃焼も行った上で、その結果も併せて消防本部の方の確認検査を受けて確認いたしております。

**○10番（平田文夫）**

確認したものが、何で短時間に加熱によって火災が発生したの。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

資料1ページの一番下の段に実地検分結果についてという書き方で、この度の原因等書かせていただいております。一番は建屋の壁が著しく火災のため損傷しておりました。これは煙突と壁が貫通したところございまして、ここの煙突と壁を固定する金属製のプレートこれに想定以上の熱が伝わりました。そのことによって建屋の木材部材に伝播して、日々の使用していく中で徐々に炭化して行って、最終的に発火に至ったということが状況でございました。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

それは業者の報告をあなたはそこへ載せただけじゃないの。

隠岐の島町としてしっかり調査したの。それをちょっと聞きたいわ。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

設計の方の管理監督をした業者という意味の業者ですけども、それから実際施工した方含め我々も現地の方にも行きまして、消防本部の方の実地検分の結果も鑑みながら現場の方で確認をし、そういった事実であると確認をいたしました。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

この事業というのは、初期投資がものすごい高い訳。それでしっかりと調査して事業に取り組みなさいということをおあなたに言われたんじゃないの。それでコンサル1社だけじゃない訳だ。いろんな要するに關係市町村も導入しているところもある。そういうところもちゃんと調査してしっかりした仕様書を作りなさいということをお言われているんじゃないの。この財源は農林水産省の木質バイオ資源活用計画策定、その助成じゃないの。そこら辺しっかりと自らが調査したのかしないのか。ただ要するにコンサルとか制作会社の資料を参考にしたのかどっちなの。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

私たちなりの目で現場も確認はいたしました。ただ専門的なところの見解につきましては、専門の業者のご意見を伺ったということは事実でございます。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

この事業というのはね、日本は後進国なんですよ。北欧は進んでる訳。その中で日本でやった時には今のような初期投資が高くなる。その中でこういうことが言われている訳だ。「バイオマスボイラーの導入を成功させるには、仕様書の内容がどれだけ練り込まれているか、

内容の充実等が非常に重要なんだと。」そういうことをあなたが助成を受けるに当たって、必ず言われておる訳よ。そういうことをあなたがどれだけやったかを聞いている訳。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

当初の導入の際のことでございますが、当初導入の時には議員仰せのと通りの補助金の方も使うということもございました。27年の9月にこの機種選定の検討会というものを開催し、そこで仕様の方を決定いたしております。それは出ささせていただきました資料の表のとおりでございます、その際にあらゆる材質の木質ペレットに対応可能な機種でありますとか、施工実績の豊富さ等々から仕様の方を決定いたしております。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

ここにね、ちゃんと何を導入にあたって調査しなければならないかというのは、一つ目は類似したボイラー導入の実績の確認、導入ボイラーに対する正確な仕様の提示及び品質保証の提供、導入安全衛生管理体制、工期の管理体制、直近の法令違反の有無、ボイラー設置時の性能試験これがある訳。その仕様書の中にこれがちゃんと含まれているの。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

仕様書の中には、機器の形式、出力などその能力に関する部分及び付属される付属品の関係、燃料消費量、最大の場合、通常の場合というような性能に関する資料は明記いたしております。あと、性能調査、点検に関することも費用も計上した上で回数等の明示をいたしております。そういった内容で仕様の方を示しております。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

ここにね保証対象を確実に明記するとある訳。それには保証期間は設備引き渡し後1年以上とし、期間中に製作者の責任に帰する欠陥が認められた場合、製作者は速やかに修理、改造、調整または取り替えを行う。そういうことになっている訳でしょう。その文章があるんだったら出してよ。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

確認ですが、保証内容の記載のある文章ということでよろしいでしょうか。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

そうですよ。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

ちょっと今、手元にございませんで後程準備した上で、提出させていただくということでもよろしいでしょうか。

**○10番（平田文夫）**

いやいや、次に進めないじゃないか。有るか無いかによって違う訳だから。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

時間を取りまして失礼しました。請負工事契約の中では、いわゆる一般的な<sup>かし</sup>瑕疵担保等の記載はございますが、ボイラー云々に特化した内容のものはございません。ただボイラーの保証書等につきましては最終的な成果資料の中に有るであろうと思われま。今、手元に持参しておりませんので、それにつきましては確認をした上で提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○10番（平田文夫）**

いや、提出だけじゃ駄目だ。その次に私が聞きたいことがある訳だから。そのことを言っている訳。

**○議長（石田茂春）**

観光課長が資料を調べに行きますので、ここで平田議員の質問は時間を止めます。

高宮議員の質問も関連があります。課長が不在になりますので次の方の質問に行きたいと思いますが、高宮議員どうですか。

**○12番（高宮陽一）**

いいです。

**○議長（石田茂春）**

次に、6番：西尾 幸太郎 議員。

**○6番（西尾幸太郎）**

それでは通告どおり西町の町有地ブロック撤去工事について質問させていただきたいと思っております。

今回のこの撤去については、高槻市の地震の際に小学校で起こった事故を受けての調査した結果、撤去するということなんですが、今回調査した場所に関しては提出していただいた資料を見て把握しました。調査方法について詳細説明をお願いします。

**○番外（施設管理課長 大西洋二）**

おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただ今の西尾議員のご質問にお答えをいたします。

調査対象となった場所の数と調査方法の詳細についてということでございますけども、本年6月の大阪北部の地震によりまして、倒壊したブロック塀による死亡事故が発生いたしました。

た。これを受けて、本町でもブロック塀の点検を行っております。資料の方は4ページに掲載をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

ブロック塀の点検につきましては、既に点検を進めている部署もありましたけども施設管理課より6月21日に町有施設を所管する各課に対しまして、全ての施設のブロック塀について4ページの資料にあります点検表に基づいて、ブロック塀の高さ、それから壁の厚さ、あとひび割れや傾き、がたつきなど倒壊の危険性などについて点検を依頼しております。そして、その点検の結果を取りまとめたものが資料の4ページでございます。ブロック塀ではないものも含まれておりますが、点検を行いましたのはその19か所でございます。

その内、今回補正予算を計上させていただいております西町町有地のブロック塀につきましては、町道に面しております、ひび割れや傾きがあって非常に危険な状況でありましたことから、即座に撤去をさせていただきました。

その他の施設につきましては、道路に面しているといったものが少なく、即座に倒壊するといった危険があるものはありませんでしたので、緊急性があるものという風に判断をしております。

ただ使っていない施設ですとか、その他古くなってきている施設もございますので、今後撤去等、改善を図る必要はあるかと考えております。以上でございます。

#### ○6番（西尾 幸太郎）

今回、人通りもあるということで、該当箇所の撤去が最優先とは大変理解しました。ただ資料を見る限りでは、文化会館西側のブロック塀、これも高さは1m弱程しかありませんけど、長さは30mで基礎も不明で控え壁に関してもないということで、照らし合わせてみたら非常に危険性は高いのかなと、で、人通りは少なく優先順位は低いとは思いますが、こういったものに関しても今後は対応を検討しなければいけないんじゃないかと思うんですが、今回これが倒壊の危険性がないというふうに判断した理由というものを教えてください。

#### ○番外（施設管理課長 大西洋 二）

はい、文化会館の西側にあります文化会館の裏側にあります図書館の横の畑と駐車場を仕切るところにブロック塀が設置されております。高さが80cm程度で、人が腰かけられる程度の高さであってですね、控え壁を必要とする1.2m以下でございますので、控え壁の必要はありませんけども、高さが低いそれからまだがたついたり、ひび割れがあったりということがございませんので、即座に倒壊するといったことは考えられないと判断をしております。

#### ○6番（西尾 幸太郎）

高さの面で言ったらそうなんです、長さで言ったら30m近く非常に長いブロック塀で、しかも厚さが8cmと逆に薄いものが長く建っているということは、非常に地震とかあった場合には、揺れの影響を受けやすい形状かなと思いますので、建築基準法等に照らし合わせたら適法かもしれませんが、こういった状況をきちっと判断して対応する必要があるのかなと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

で、今回の件があって自治体によっては通学路の一斉点検等もしている自治体も見受けられるんですけども、今回隠岐の島町において通学路等の点検等は併せて行ったんでしょうか。

**○番外（ 総務学校教育課長 池田茂良 ）**

ただ今のご質問についてですが、6月20日付けで文部科学省より通知が来しました。これに基づきまして、学校に指示をしたところです。

指示の内容といたしましては、学校施設についてのブロック塀の調査、それと通学路の確認調査、もう一つが地震が起きた際の児童・生徒が自分自身で身を守り避難できるように学校に指導をお願いしたということでございます。

**○6番（ 西尾幸太郎 ）**

その確認の中で、例えば町有地であれば問題があったら対応できると思うんですけども、通学路の中には私有地に面している場所もたくさんあると思います。そういった中に問題点等は見つからなかったでしょうか。

**○番外（ 総務学校教育課長 池田茂良 ）**

学校では通学路の安全確認につきましては、ブロック塀に限らず、屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、立木等危険があります。それについては、三番目の質問にあります、この6月20日の時、その前には新学期が始まる時にも教員が児童と一緒に歩きながら確認をして、調査をしている状況でございます。

また、2学期が始まる前についても、確認をしております。この時の対応としては今現在来ている中では、倒木の危険のある場所、草刈りの必要がある場所、防犯灯が必要な場所については、教育委員会に連絡が来ておりますので、この報告を受けて、対応させてもらっている状況です。ブロック塀については、今のところは特に報告はございません。

**○6番（ 西尾幸太郎 ）**

はい、分かりました。

**○議長（ 石田茂春 ）**



以上で、西尾 幸太郎 議員の「質疑」を終わります。

次に、15番：池田 信博 議員。

**○15番（池田 信博）**

それではお伺いしたいと思います。

高齢者福祉施設の整備事業で「鳴澤の里」エアコン改修1台ということであります。説明によれば、厨房のエアコンだということだったと思います。この状況等、説明をお願いします。

**○番外（福祉課長 中林 真）**

おはようございます。

それでは、池田議員のご質問に対して説明したいと思います。

社会福祉施設整備費補助金の補正でございまして、特別養護老人ホーム「鳴澤の里」の厨房のエアコンがですね、今年7月初旬に故障しました。利用者の食の提供に係る安全衛生、職場環境等に支障をきたしていることから早急な改修が必要となり、隠岐の島町社会福祉施設整備費補助金交付要綱に基づきまして、当該施設を所有、運営します社会福祉法人高田会に対して、改修経費の4分の1を補助するものでございます。

補助対象経費につきましては、議員ご承知のとおり厨房エアコンの取り換え工事、対象経費として56万1,600円、交付要綱により補助対象経費の4分の1以内ということになりまして、千円未満切り捨てで14万円ということで補助を行うものでございます。以上です。

**○15番（池田 信博）**

このエアコンは、天井からの吹き出しビルトエアコンですか。どのような種類のものなんでしょうか。

**○番外（福祉課長 中林 真）**

天井からの吹き出しではございまして、床置き設置型となっております。

**○15番（池田 信博）**

はい、それは分かりました。

次に、児童扶養手当支給事業でですね児童扶養手当の給付金が上がっております。説明では人数が増えたということと、支給月額単価が替わったと説明で受け取っておりますけど、そこの方詳細に説明をお願いします。

**○番外（福祉課長 中林 真）**

ただ今の児童扶養手当の補正予算について、ご説明申し上げます。

児童扶養手当につきましては、今年4月1日の厚生労働省の政令によりまして、児童扶養手当法の改正がありました。4月から児童扶養手当の月額が全国消費者物価指数の実績値に応じて、約0.5パーセント引き上げとなったということが一つの要因でございます。

二つ目はですね、今年8月1日付けの政令で支給制限に係る所得の算定方法これが変更されました。今まで所得に応じて児童扶養手当につきましては、全部支給と所得の高い人につきましては一部支給という風に分かれて支給をしておりますが、全部支給対象者の所得制限の上限の限度額が引き上げとなりました。収入ベースで今までは130万円になっていたものが160万円に引き上げられたと、これは扶養する児童が一人の場合ですが、それに伴いまして、一部支給が全部支給に切り替わった方が約30名おられるということで、これによって増額となったということです。

三番目はですね、毎年起こり得ることですが、支給対象者が増加したということでそれに伴うもので増額となっている。この三点につきまして、増額補正をするものでございます。

二番目の積算根拠につきましては、増額まず一点目に金額の引き上げ相当額といたしまして、年間総予算額の0.5パーセントで約30万円。

所得制限算定方法の変更分ということで先ほどの8月1日の政令の部分でございますが、8月1日以降ということになりますので、年間分ではなくて8、9、10、11、12月となります。1月から3月分につきましては、来年度の支給になりますことから、今回の対象は8月から12月として計算をしております。これが275万円。

三番目に人数の増加分、6名で大体280万円相当の上昇となりまして、総額で589万円の増額補正をさせていただくということでございます。以上です。

#### ○15番（池田信博）

説明は詳しくしていただきましたけど、全部支給の方で1人月額金額はいくらになっておりますでしょうか。

#### ○番外（福祉課長 中林 眞）

下に参考として、平成30年度の児童扶養手当月額と表で載せてございます。本体額、第一子につきまして全部支給の方が4万2,500円、一部支給になりますと表のように幅がございます。第二子、第三子とある場合はそれぞれその横の額が加算となっているということです。

#### ○15番（池田信博）

児童扶養手当の件はこれで終わりたいと思います。

次に、消防施設維持管理事業で消防車庫の建設費が計上されています。下元屋で建設する

ということではありますが、建設に至る初めからの経緯ですね詳細に説明願いたいと思います。

**○番外（ 総務課長 野 津 浩 一 ）**

危機管理室長が欠席でございますので、代わって私がお答えをさせていただきます。

中村消防団の下元屋地区にあります消防車庫の建設についてですが、当初予算では現在の老朽化している車庫を取り壊し、同じサイズのを建て替える予算を承認していただきました。ただし、この予算は現車庫の床、基礎をそのまま再利用するという設計でございました。

その後、中村消防団から現在の場所では河川の増水等の災害時に対応が困難な面がある。もし、建て替えるのであれば違う場所に建設できないかとの申し入れがありました。町として、用地がまとまれば場所を変更してもよいとの回答をしてございました。

この度、消防団のご尽力で用地を無償提供していただくことになりましたので、場所を変更して建設するものでございます。

なお、場所は変更となりますが、車庫のサイズは当初のままでございます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、当初は現在の基礎等を利用する予定でございましたので、今回新たに基礎、外構工事及び土地の登記料が追加されますことから、増額分を補正計上させていただきますものでございます。以上です。

**○15番（ 池 田 信 博 ）**

建設する場所が、低いからここでは駄目だということで、今新しい場所が変わったという風に理解していますけど、そのようなことでよろしいでしょうか。

**○番外（ 総務課長 野 津 浩 一 ）**

消防団の要望は、中村には大きな川が一本あります。その川が増水した時に今の消防団車庫はどちらも同じ方を向いていて、川の右と左に車庫が無いと災害時に対応が難しくないかということで、場所を変更したいという申し出でございました。

**○15番（ 池 田 信 博 ）**

そのようなことは、最初から当初予算を計上する時からしっかりと打ち合わせ、協議ができなかったんでしょうか。現場の中村の消防団とですね。私は今ある場所が、増水して氾濫した時にというようなことは私が見た限りはですね、そのようなことは無いように感じておるんですけど、そのようなことは無かったんでしょうか。

建設場所が移動するということについては、それはそれでよろしいかと思えますけど、協議の不足、何事も一般質問等でも言いました様に大体行き当たりばったりの計画で、このよ

うなことになるというのが多く見られる。これに限らずですね。そのようなしっかりとした協議は最初からできなかったのでしょうか。

**○番外（ 総務課長 野 津 浩 一 ）**

危機管理室長に確認をしていましたが、当初同じ場所に建てることについては、特に議論が消防団の方も無かったと、それ以降にいろいろなことを消防団の中で考えられて、改めて申し出があったという風に聞いております。

**○15番（ 池 田 信 博 ）**

そういう風に当初は何も考えられなかった。いざ、建設する段階において団の中で協議されて、申し出があったということなんですけども、これはこれでしっかりやっていただくのはいいんですけど、計画については事前にしっかり協議して、様々な変更が出ないように是非これからしていただきたいという風に思います。

次に、文化財の保存継承事業ですけど、国分寺に看板の設置ということで資料も付けていただいているんですけど、詳細な説明をお願いしたいと思います。

**○番外（ 社会教育課長 吉 田 隆 ）**

よろしく申し上げます。

それでは、資料の4の18ページから20ページに今回資料を載せさせていただいております。今回、10月に予定されております文部科学大臣が正式に発表することを受けまして、準備したいと思っております。

業務委託料の内訳というところで挙げておりますが、横断幕、これは西郷港のスカイブリッジに設置したいと思っております。もう一点は、懸垂幕で役場本庁舎に、それと三番目に隠岐国分寺入口に現在あります看板を一部貼り換えるということでございます。もう一つは、説明看板の新規設置ということでございます。新規設置の分につきましては、今回発掘調査がどういう風に行われたのか、詳細に写真等も付けて掲示したいと思っております。五番目は祝い看板ということで、境内入口のところに大きく、新しく遺跡が拡大されたという表示をしたいと思っております。

パンフレットのシールにつきましては、現在既に作っております子どもたちから大人向けのパンフレットにつきまして、まだ35,000枚ございますので、その上に史跡拡大ということを表示するシールを貼りたいと思っております。

以上が内容でございます。

**○15番（ 池 田 信 博 ）**

看板のサイズはここに書かれておりますけど、この金額は私が聞いたところによれば、大きさだけではなく、文字数によっても異なるんだということで聞いておるんですけど、それはここには加味されないのでしょうか。

**○番外（ 社会教育課長 吉田 隆 ）**

今回我々が考えておりますのは、デジタル印刷と言いまして、フルカラーの4色の印刷を考えています。これは、1㎡当たりの単価で示されておりました、それぞれサイズをそこに示しておりますが、そのサイズで見積りを取りまして金額を挙げております。これは、1文字当たりという単価ではなくて1㎡当たりということで、昔の看板屋さんの単価とは変わって来たということでございます。

**○15番（ 池田 信博 ）**

それじゃあどのような形で文字を考えておるんですか。この見本に書いているとおりのことを看板に書いて、設置するんですか。

**○番外（ 社会教育課長 吉田 隆 ）**

ここに資料にあります文字につきましては、まだ案として考えてあるものでして、関係者のご意見も聞いたり、あと、デザインとフォント、文字の形ですね。それもじっくり検討しながら作ってまいりたいと思っております。

**○15番（ 池田 信博 ）**

10月に大臣が来るということで、しっかり協議する時間があるんですか。もう考えておるんでしたら、決定しておるんでしたらそれも示すべきだと思うし、そこらはいかがですか。

**○番外（ 社会教育課長 吉田 隆 ）**

今回の書く内容というのは、ほとんど決まっておりますので、後は文字とデザインとその程度でございますので、早急にできると思います。

また今、パソコンですぐできる時代でございますので、対応可能だと考えております。

**○15番（ 池田 信博 ）**

はい。最後にですね、パンフレットの説明文ですね。これは日本語だけの説明文ですか。

**○番外（ 社会教育課長 吉田 隆 ）**

35,000部作成したものは、子ども用と大人用ということで残念ながら日本語だけの対応となっております。今後、外国語バージョンも考えてみたいと思いますが、現在のところございません。

看板等の中には、外国語表記、英語表記ですけれども、可能なところは是非入れたいと考

えております。

**○15番（池田信博）**

そのようなことも説明の中で、提案されたときに説明すべきだと思し、これからそういうことも資料も付けて説明していただきたいと思います。

以上で、終わります。

**○議長（石田茂春）**

以上で、池田 信博 議員の「質疑」を終わります。

先程、資料が配付されましたので、引き続き平田 文夫 議員の「質疑」を行います。

**○10番（平田文夫）**

配付されたけども、今回過熱した煙突のことなんかどこに計上しているの。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

ただ今お配りさせていただいたものは、ボイラーの部分に関してのみ保証をこういった内容で約束しますといったものです。

**○10番（平田文夫）**

いやいやこれはね、正常な使用状態、製造上の責任により発生した故障いうことになってるじゃない。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

この度の確認の中でボイラーに関しましては、正常に作動しておりまして、火災による損傷等もございませんでした。直接的にこのボイラーが火災の原因になったものということではないという風に判断をいたしましたということでございます。

**○10番（平田文夫）**

いや、ボイラーに煙突はついているでしょう。何でボイラーと煙突は関係ないの。

異常な過熱をしたことによって、火災が発生した訳だから。何で製作会社はそれを認めない訳？

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

煙突のところの構造がですね、掃除ができない、しにくい構造であったということで、灰出しをするための扉もついておりませんでした。確認をするための覗き窓程度のものはございましたけど、そういった構造的な部分に問題もあって、煤それから結果的には想定以上にタール状のものが蓄積して、想定以上の温度によって、それらに火が付いたような状況に至ったというところで、煙突の方の構造については今後は創意工夫が必要ではないかという風

に判断をしたところでございます。

**○10番（平田文夫）**

あのね課長、煙突の設計については、横引き煙道は可能な限り短くし、煙突は横引きの煙道の倍以上とすることと、まずこれを言われている訳だから。だから、納品されたときにあなた方がしっかりとこういうことを確認していたら、そうでしょう。口上でもいいよ。

これはあなた方は、二光エンジニアリングはこれは要するにトップだと、こういうことやっているのはうちはトップですよと宣伝している訳。そうした簡単なことをね。

次に、煙突の頂部は雨水侵入を防ぐためHトップにきなさいと、課長、Hトップ知っているの？

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

勉強した訳ではありませんが、雨除けになる傘みたいなやつのことではないかという風に理解しておりました。

**○10番（平田文夫）**

HトップというのはこういうやつがHトップで、傘は陣傘式いうのよ。そういうことも認識せずあなた方が、何を調査して仕様書を作ったか疑問が出てくる訳よ。あなた方がしっかりすることによって、町長に提案権を与える訳だから。あなた方がしっかりすれば、しっかりした提案ができる訳だわね。

特に今この図面で見ると、レンガでもね通称メガネ石を設けると。メガネ石といたら耐火レンガよりはるかに高いんじゃないの。そこら辺は。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

レンガと施工手間含めて経済比較した訳ではございませんが、一般的なメガネ石仕様としては、コンクリートで60cm角程度のものでは、直接工事費で4万円程度という風に伺っておりますので、さほど特別高価なものではないのかなと、ここまでは資料、検討の中では判断しております。

**○10番（平田文夫）**

もう今回のそういうまだ煙突はある訳で、排気ガスの測定口は曲りから煙突径の1.5倍以上にすると、こういうことが今回の設備には反映されてない。そうでしょう。何でこういうことが反映されないの。今回、支援する農林水産省がマニュアルとして持っている訳。そこら辺どう。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

今、教えていただいて、この度ご承認いただきました場合には設計を進める段におきましては、しっかりそのあたりを設計指示基準書なりに基づきまして、勉強もし進めてまいりたいという風に考えております。

#### ○10番（平田文夫）

町の事業は、町に利益をもたらすような事業に取り組む訳だから、今回なんかあなた方が調査したいこと、煙突にしても調査がなつとらん訳だから。

まだあるよ。ボイラーを複数にする場合は極力単独煙突にする。そういうことも、清掃口、ヤニ取用ドレンを設置すること。寒冷地においては二重断熱構造煙突を用いること。何でもかと言ったら、<sup>すす</sup>煤やタールの発生、煙道火災の防止と謳ってある。ちゃんと。煙道火災の防止。そうでしょう。そういうことをあなたが調査することによって、この町に利益をもたらす訳だから。

業者の言うことを100%信用したって、業者はそれを売ることに熱意をもうける訳。だからあなたがさっきも言う、耐熱レンガとメガネ石と値段が変わらん言うけど変わっていたらどうするの。

#### ○番外（観光課長 鳥井 登）

今の段階まだ概略で検討をさせていただいておる段階でございますので、今後実施に向けては、使う資材の単価等の精査も行っていかなければならないという風に思っておりますので、設計の考え方含めその辺りも今後深めてまいりたいと考えております。

#### ○10番（平田文夫）

私は、そのことばかり願って、絶えず総括する訳。そうでしょう。私ら以上にあなた方はプロにならないけない。ねえ、それがこの町を豊かにする一つの要因な訳だから。

だから要するに後々、後々じゃない。先さき、先さきなんだよ。そうでしょう。後々、後々というのは、人は必ず真剣度は低下する訳だから。そこら辺の考え方をちょっと聞きたい。

#### ○番外（観光課長 鳥井 登）

今回の経験を糧にして、今後それぞれ所管で普及をしていかなければならない大きな事業であると思っておりますので、しっかり情報共有もしながらルール等も定めつつ進めてまいりたいと考えております。

#### ○10番（平田文夫）

一昨日の日曜日、バイオマス推進センターの竣工式をした。それに4億なんぼの財源が投入されている。今後、バイオマスに取り組むに当たってはしっかりと事前調査をしないと、資



料を農林水産省はいくらでも持っているよ。そこら辺のことを何であなた方は調査しないのか不思議でならない。それが、これから向かって行く池田町政の誉れになってくる訳よ。そのことをしっかりと認識してもらうことを伝えて、私の「質疑」は終わりたい。

**○議長（石田茂春）**

以上で、平田 文夫 議員の「質疑」を終わります。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10時29分 ）

**○議長（石田茂春）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

引き続き、「総括質疑」を続行いたします。

次に、12番：高宮 陽一 議員。

**○12番（高宮陽一）**

それでは、先ほどの「質疑」に引き続いて、このペレットボイラーの火災の件の工事費で質問をしたいと思いますが、大体概要は分かりました。ただ、私もこの議案が配付されてからですね、改修工事が出ておって何故これを町がやるのかと、まず疑問を持った訳ですね。

結局、誰に責任があるのかということだと思いますが、先ほど配付をされた保証書についても、この保証書の中にわざわざ保証期間内でも灰の清掃を怠って発生した損傷とか故障ということも明記をしてありますし、今日の報告の中でもこの指定管理者は不定期ではあるが、職員でできる限りの対応をしていた。できる限りの対応をしていたということが、ここにこう書かれること自体が私は不思議に思います。

これは、万全な態勢を果たすのが当たり前であるという風に思いますし、それから、発注者、設計者及び施工者に関しても初めて手掛けた施設であり、初めてならなおさら注意をしてやらないといけないと、こういったことが文章で書いて出て来るということは、本当に皆さんの仕事に取り組む姿勢が疑われる訳ですよ。

まず、そういう意味で行きますと、私はこの負担は当然、施工業者或いは指定管理者、そこきっちりと相談をして負担すべきとは考えますが、ここまで来た経過をもうちょっと詳しく説明いただけませんか。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

はい。火災の原因調査等は、先ほど平田議員の時にも説明をさせていただいたことが要因

となって、この度あってはならないことですが発生したと、その後、指定管理者含め我々、設計係わった業者、施工者でそれぞれ現地調査も行った上で、報告の紙にまとめた上で、協議を幾度となく進めてまいったところでございます。

指定管理者は、設計、施工者とは立場が異なります。指定管理者のことに关してでございますが、契約の中にリスク分担という項目がございます。そこには、火災の場合はということも項目としてございます。それは、原因等をお互い確認し合う。双方で協議をするということになっております。ヒアリングなども行いました結果でございますけれども、指定管理者は結果的には、煙突掃除などで完全に機能を維持する管理状態には無かったかとは思われますけれども、指定管理者の与えられた状況の中でしっかり対応はしていたという確認がされたという判断から、指定管理者の取り扱いが要因となったものではないということがまず一つ確認いたしました。

あと、我々と設計及び施工業者に关したことでございますけれども、彼らに关しても議員仰せの経験不足などということは言うべきことではないかとは思いますが、そういった事実があったということは否めないところかと判断しております。それぞれの設計がご承認いただき、納品してその成果を以って業者は施工管理もしっかり受けながら仕事を進めていただいて、検査、引き渡しということで、工事関係資料などもこの度改めて確認しましたが、その部分において<sup>かし</sup>瑕疵が認められないという風に判断をいたしました。

設計図書のみならず建築に当たりましては、確認申請などのご承認をいただいております。その中では、建築基準法もそうでございますが、消防法等々の基準もクリアしたものと承知をしております、この度の事業に至ったというところもございましたので、今回につきましては、このような判断となり、このような提案させていただいたところでございます。

## ○12番（高宮陽一）

いや、そういうことじゃなしに実地検分、検査結果について、結局は熱が伝わり、建屋等に伝播し、日々の使用において徐々に炭化してきたと、徐々に炭化してきたということは管理がきちっとしてなかったということでしょう。当然、指定管理者の責任がここにある訳ですよ。これがきちっと管理をしておれば徐々に炭化してくることはない訳で、こういった検分の結果からみると、当然、この指定管理者としては、応分の負担をすべきではないかと、これは誰が考えてもそうですよ。そういった原因があったのに、それは指定管理者は関係ございませんでしたということではないはずですね。

あまり意見を言うてはいけないということですが、考え方としては当然そういう風に考え

るのが普通ではないですか。今回補正予算として、上がっておりますけどやっぱりそこら辺り私ども本当に不信になるところでして、応分の指定管理者の負担をしてもらうべきではないかという風に思いますが、設計等についても検討していくということですが、これらの負担についても併せて検討していく考えはないですか。

#### ○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）

現段階では煙突の構造、管理しにくい構造というところにも原因があったのではないかと我々考えておるところです。稼働する際に、指定管理業者と使用にあたっての勉強会、こういったものも実施しておりましたが、冒頭に行った程度で、メンテナンスの詳細な対応についての指導等も特段していなかったと、であれば専門業者による管理の準備などもしておけばよかったのやもしれませんが、それもしていなかったということがあり、この度の原因となったという状況から鑑みますと、この度につきましては我々施設管理者の責任において、改修等の対応をするべきものと、現段階では判断いたして、この度ご提案させていただいております。ご理解賜りますようお願いしたいと思います。

#### ○12番（ 高 宮 陽 一 ）

いやいや、そういうことがやっぱりおかしいのではないかとということですよ。そういう考え方が。

例えばこれが、炊事場から火が出たということになりますと、施設が悪かったということになるんですか。言ってみればそれと一緒にですよ。

設備をしたそのやり方か、設計が悪かったのかどうか分からないけど、それは一応完成した。でも、保証書の中にもそういったこともちゃんと、わざわざですね保証期間内でも次の場合は有償となりますというような形でボイラーが云々、燃料が云々、雨水が云々ということがありますよ。灰の掃除を怠って発生したというところをわざわざ書いた訳でしょうね。こういうのから見れば、きちっと掃除しないといけないなということを当然指定管理者としてもそれを肝に銘じて、ここにあるようにできるだけ掃除したけれども完ぺきにはできませんでした。これじゃ済まないでしょう。一生懸命やったけれども、何かの過失があって出火したとこれはまた別ですよ。不定期ではあるが職員でできる限りの対応をしたと、こういったことをはっきり見る以上は、これはもうきちっとですね負担をしていただくべきだと思いますよ。いかがですかもう一度。

#### ○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）

灰出しの煙突なり、煙道の屋内の煙突の部分のことなんですけど、そういったところから

灰を掻き出すとかそういった作業ができるような構造になっておればですね、当初の時にそういう指導もしたであろうと思います。ところが、この構造はそういったことができる構造になっていなかったということで、管理者は屋根に上ったり、簡易な方法であったかもしれませんが上から掃除をすとかいったことはしてくださっておりましたけれども、我々も専門の業者なりを入れて足場でも組んでやるようなことまでいたしておりませんでした。

やはりそこは私たちも含めて、しっかり反省をして再発をしないような手立てを施した上で、次に進むべきはないかという風に考えているところでございます。

### ○12番（高宮陽一）

どうもすれ違いのようですが、そういったことになってくると逆に設計者の問題になってくるでしょう。ペレットボイラーで灰の掃除をきちっとしておかんといけないということが故障の原因となると想定されるなら、設計の段階でそういった状況をきちっと作っておくと、じゃあこれ設計者の責任が出てきますよ。違いますか。一般的に誰が考えたってそうでしょう。

そういう状況が分かっておりながら、そのことは設計されていなかったということになれば、設計者、或いはそれをしてこなかった指定管理者、これは当然責任分担が出て来ると思っていますよ。

これはあとどういう具合な整理がされるか分かりませんが、今回一応工事をやるにしてもですね引き続きで分担金として、指定管理者、それから設計者そののところをやっぱりきちっと話してもらわないと我々理解できるものではないと思いますよ。

副町長、どうですか。

### ○番外（副町長大庭孝久）

高宮議員のおっしゃること十分理解できますが、最初リスク分担の話もさせていただいたと思うんですが、当初の段階ですすねその辺をきっちり、清掃は月何回、維持管理のために定期点検何回みたいな形ですすね、私どもと設計者或いは業者、指定管理者共々そういったきっちりとした計画の基に維持管理をすれば良かった訳ですけども、そういったことがなされてなかったというところで、今回は町の負担でやるということにさせていただいた訳です。今回これ以降に当たっては、その辺も明確にどうなった場合は誰が責任を負うのかというところまですすね詳細に計画を立てながら対処してまいりたいという風には思いますが、今回に至っては、当初の段階でそういったことがなされていなかったという、我々の落ち度があったということでこういった形にさせていただきました。今後については徹底したいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○12番（高宮陽一）**

終わります。

**○議長（石田茂春）**

以上で、高宮陽一議員の「質疑」を終わります。

最後に、2番：村上謙武議員。

**○2番（村上謙武）**

それでは、私の方から今回補正予算として離島漁業再生支援交付金返還に伴う財政支援補助金405万円が、提出議案として挙げられておりますので、その中の内訳ですね、この事業についてまだ十分理解ができていないところがありますので、いくつか質問をいたします。

本日関係する資料として、二つの資料が提出されておりますけど、まず、本日提示された資料について簡単に説明の方、よろしくお願ひします。

**○番外（農林水産課長 藤川芳人）**

本日、提示させていただきました資料についてでございます。今まで様々な資料を配付させていただいておりますが、今回改めて28年度の漁業集落交付金について補助対象分と町単独分の資料を配付させていただいたところでございます。

最初の表が補助対象となった事業の地区別の内訳でございます。お尋ねの町単独事業404万9,195円の内訳について整理したものが、最後のページになります。

この中で、西郷東部地区のわかめ養殖設備事業未払い分というものが未払いとなって残っておったものでございます。また、都万地区の職員立替え分106万1,404円については、議員ご承知のことだということですので、未払い分残りの55万7,791円について説明いたします。

この事業は、事務局が管理をしておりました全体の本部会計で未払いとなっていた新聞折り込み料や漁場監視料、ポンプろ過材等6件の未払い分とそれに係わる振込手数料でございます。

以上でございます。

**○2番（村上謙武）**

今の説明の中で、使途不明金問題調査特別委員会の中で、使途不明金の積算がどのような方法で行われたのかとこれについても十分我々は調査をいたしました。その際に最後の資料にあります西郷東部地区の犬来地区わかめ養殖設備とそれから都万地区の職員立替金、この二つがこの積算の中できちんと提示された未払い金、立替金であったということで、そこか

ら使途不明金の積算がなされたということで理解しております。

しかし、今日の資料で説明が最初の方で7ページの資料に、平成29年12月22日時点で総額404万9,195円の未払い金があったという風に書いてありますので、残りの新聞折り込み等6件、そして振込手数料1件これに関しては、使途不明金が確定した後に最終的に確認できた未払い金であるということで、間違いないでしょうか。

**○番外（ 農林水産課長 藤川 芳人 ）**

そのとおりでございます。

**○2番（ 村上 謙武 ）**

ということで、この使途不明金を最終的に確認するに当たっては、前担当者間で確認書というものが提出されております。その後こういった未払い金が確定したと認められたということであれば、この確認書の中での使途不明金の金額に影響が出てくるのではないかと、そういう疑義が生じたものですから今回その件を質問した訳ですけど、その点はいかがでしょうか。

**○番外（ 農林水産課長 藤川 芳人 ）**

この未払い金につきましては、事業は3月31日までに適正に実施されていた、漁業集落において適正に実施されていた事業でございます、その報告は出てきております。ただその支払いが、できていなかったためにこの404万9,195円というものが出てきたものでございますので、使途不明金には影響はしてないという風に判断しております。

**○2番（ 村上 謙武 ）**

使途不明金の金額には影響しないということは理解いたしました。

7ページの資料に下の方に説明書きがありますけど、最後の方にですね事務執行において不祥事を起こした隠岐の島町役場職員に責任があるものとし、隠岐の島町役場がその全額を負担することとしたという風に記載がありますけれども、ここの意味がちょっと分かりにくいというか、隠岐の島町役場がその金額を負担すると、この文章の意味はどういうことでしょうか。役場はそういった役場の組織がそういうお金を持っていて、それでその金額を負担するという意味にも見えますので、その辺のところ説明をお願いします。

**○番外（ 農林水産課長 藤川 芳人 ）**

この度の補正予算の詳細説明におきまして副町長の方から説明がありましたが、先ほども申しましたとおり、この404万9,195円につきましては、事業は漁業集落において適正に実施はされておりました。ただ隠岐の島町の事務担当職員が事務処理を怠ったためにその補助対

象外となり、町単独部分で実施しなければならないという判断をしたところでございます。

その事務を担当していた職員は、ご存知のように農林水産課に所属していた町の職員でございますので、町の責任として404万9,195円それにつきましては町の単独事業として実施することと判断したところでございます。

## ○2番（村 上 謙 武）

ただ今の説明が、この文章見る限りではちょっと伝わってこないというか、記載内容が適正でないかなど、隠岐の島町役場じゃなしにこれは町の予算、税金を使って補助金という形で外部の団体に交付するというので今回予算計上されている訳でしょう。そういう意味じゃないでしょうか。

## ○番外（農林水産課長 藤 川 芳 人）

今回の処理につきましては、3月にご承認いただいた、漁業集落からの返還金の内、この未払いとなっていた400万円について相殺処理をすることでご理解いただいていたと思うんですが、そのことが会計上いけないということで、監査委員のご指摘を受け、勧告に沿った処理とするために今回計上させていただいたところでございます。

## ○2番（村 上 謙 武）

平成29年度末、この未払い金、立替金払いに対する会計処理が自治法210条の総計予算主義に反する会計処理であったという監査委員の勧告があり、それで今回、町単独の補助金という形で予算計上されたということですので、平成29年度3月末に我々が承認した内容と今回は少し意味が違ってくる訳ですよ。

要は今回、町は補助金という形で外部団体に補助をすると、補助金の従来の目的、公益上の利益があるか、必要性があるのか、今回のケースにおいてですよ。その辺も十分に審議されて今回こういった補助金を提出されたのかどうかということが、理解できなかったということでもあります。公益上必要のある場合に限られて、こういった補助金は交付されるものと、私は理解しております。

ということで、補助金を交付する対象の漁業集落で今年度役員も変わりました。補助金を交付する際にこの団体から、そういった交付の要請があったのかどうか、補助金要綱なるものに基づいて補助金を交付するのか、そういったところも全く見えませんので、その辺のところを説明をお願いします。要は交付をする対象である漁業集落の役員並びに各地区の漁業集落の方が、今回、町が補助金としてそういった運営資金を交付することについて十分理解をされているのか、十分協議をした上での今回の交付になるのかというところを説明お願い

します。

### ○番外（副町長 大庭 孝久）

この度の補正予算の詳細説明でも説明させていただいたとおり、平成29年度一般会計の補正の中で当時の農林水産課長が、今回の400万円超の未払い分について、町の単独補助事業として交付するという説明をさせていただきました。その時に、こういった内容でこうするから、こういった形で町に返ってくるのは300万円ちょっとの額になる説明をさせていただきました。

今回の監査請求によって、監査委員の調査の中でもその時にちゃんと議会には補助金、町の単独補助だということの説明がなされておりましたので、そのことについては勧告がなされなかったということで、その点については3月の補正の段階で説明させていただいたものと理解しております。

### ○2番（村上 謙武）

3月の補正の際には、そういった説明があったかと私も思っています。その時に、十分、町の単独事業として行うということについて、私自身の理解が十分できなかったというところを今強く反省しているところでもあります。ですので、もう少し事業主体である漁業集落、そこにも少なからず責任はあると思います。町の担当者のみで、今回、未払い金、立替金といった問題は発生はしていないという風に理解しております。それは、使途不明金調査特別委員会の調査報告書の中でも記載されているところでもありますので、今一度、漁業集落の方としっかりと協議、それから補助金を交付する際に当たっては、やはり、公平性、透明性、町民への説明、こういったものは不可欠ですので、そういったことはきちんとやった上で予算計上していただきたいという風に思っております。

この辺、町は町民に対してこの件に関して説明する予定はあるのでしょうか。

### ○番外（副町長 大庭 孝久）

これも再度、説明したことを復唱することになりますが、当初の詳細説明で、この度、監査委員から勧告をいただいたと、勧告をいただいた上で今回の補正をさせていただくということで、十分説明をさせていただいたと思っております。それとその時に併せて、交付要綱もきちっと制定して、交付し、返還していただくということも説明させていただいておりますので、何ら問題はないと判断させていただいております。

### ○2番（村上 謙武）

終わります。



## ○議長（石田茂春）

以上で、村上 謙武 議員の「質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

次に、同意第1号から同意第3号の「固定資産評価委員会委員の選任同意について」の質疑を行います。議案書38ページから41ページをお開き願います。

質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、同意第1号から同意第3号の質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

## 日 程 第 2. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から議第83号「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付水槽車購入〕」までの13件及び、認定第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成29年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの13件、計26件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案26件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日 程 第 3. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

9月19日から26日までは、常任委員会並びに特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9月27日に開催します。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 1 1 時 1 5 分 )

以 下 余 白